

見附市ケアマネジメント基本方針

[ケアマネジメントについて]

ケアマネジメントは、認定者に適切なサービスを提供するための中核的な役割を担っている。

今後の一層の高齢化の進展を見据え、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を柱として、以下の考え方を基本方針とする。見附市と介護支援専門員等が共有し、自立支援・要介護状態の重度化防止への推進及びケアマネジメントの質の向上に努めていくこととする。

[基本方針について]

1. 自立支援・要介護状態の重度化防止（介護保険法第2条第4項）

指定居宅介護支援の事業は、利用者が可能な限り、その居宅において、その尊厳を保持し、またその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。

2. 利用者の選択に基づく多様なサービスの提供（介護保険法第2条第3項）

指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境・立場に応じて可能な限り、その利用者自身のサービスの選択を尊重し、介護保険サービス及び介護保険以外の保健医療及び福祉サービス等に加え、地域住民による見守り・自発的活動による生活支援等が、多様な事業者等から、総合的かつ一体的に提供されるよう配慮する。かつ、利用者の要求のままにサービスを計画に位置付けるのではなく、利用者の課題分析の結果を踏まえ適切なサービス量が効率的に提供されるよう配慮する。

3. 利用者を尊重し、利用者の立場に立った公正中立なサービス（介護保険法第1条）

指定居宅介護支援事業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、その人格及び立場を尊重するとともに、提供される指定居宅サービス等が特定の種類や事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立にケアマネジメントを行う。

4. ケアマネジメントに携わる関係者との連携（介護保険法第2条第2項）

指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たり、見附市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、医療機関等の専門多職種との連携及び課題等の共有に努める。

また、介護保険サービス以外の保健医療及び福祉サービス等に加え、生活支援サービス等地域の多様な社会資源を活用する。

※自立支援に向けて、利用者が真に必要とする過不足のないサービスを提供することが重要であり、必ずしも給付費の抑制を図るものではありません。介護サービスなどを通じて、自立支援・重度化防止・改善をする方が増えれば、結果として費用の適正化につながるものと考えています。